

## 千葉市立青葉病院放射線安全管理委員会設置要綱

### 〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院において放射性同位元素及び診療用X線装置の取扱い並びに管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的として、青葉病院放射線安全管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔組織〕

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、診療放射線技師の職にあるもの及び事務局管理班により構成する。

2 委員長及び副委員長は、医療安全室長及び内科統括部長とする。

### 〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### 〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、放射線科において行う。

### 〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成15年5月1日より施行する。

付則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

付則 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

付則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

